

スポーツ施設利用者 様

加須市健康スポーツ部長

熱中症特別警戒情報（アラート）発令時の対応について（お知らせ）

日頃より、本市の生涯スポーツの振興に御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国内の熱中症による死亡者数は増加傾向が続いており、更なる熱中症対策の一層の強化が求められております。そこで、気候変動適応法を改正し、過去に例のない暑さに対応するため、環境省と気象庁が従来から運用している熱中症警戒アラートのさらに一段上の熱中症特別警戒情報（アラート）を新たに創設し、令和6年4月1日から全面施行されました。

これに伴い、市では、熱中症特別警戒情報（アラート）の発令時、下記のとおり、主催イベントや講座などの中止や延期、変更を行うことや、屋外やエアコンのない屋内施設の貸し出しを中止することなど、安全管理の徹底に努めてまいります。

つきましては、スポーツ振興課が所管する施設のうち、屋外やエアコンのない屋内施設は利用中止となりますので、ご承知おきいただきますようお願いいたします。

記

1. 熱中症特別警戒情報（アラート）について

(1) 発表基準

埼玉県内の全ての暑さ指数情報提供地点（8箇所）の暑さ指数が35に達する場合

(2) 運用期間及び発表時期タイミング

令和6年4月24日～10月23日

前日午後2時頃に発表 *環境省が緊急記者会見

「環境省→（メール）→県→（メール）→市→（防災無線・市HP・SNS等）→市民」

(3) 活動の制限（環境省）

校長や経営者、イベント主催者等の管理者は、全ての人が熱中症対策を徹底できているかを確認し、徹底できていない場合は、運動、外出、イベント等の中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）等を判断する。

2. 熱中症特別警戒情報（アラート）発表時の市の対応方針

(1) 市主催、共催のイベントや講座等の事業で屋外にて活動を行うものは中止、延期、変更（リモート実施を含む）とする。

(2) 市主催、共催のイベントや講座等の事業で屋内にて活動を行うもので熱中症対策を徹底できない場合、イベントの中止、延期、変更（リモートワークへの変更を含む。）する。

(3) 市が後援、もしくは関係団体等の事業で熱中症対策を徹底できない場合、イベントの中止、延期、変更（リモート実施を含む）を判断するよう主催者に周知する。

(4) 施設管理課は熱中症特別警戒アラート発令時、屋外やエアコンのない屋内の使用を目的とした団体には施設の貸し出しを行わない。

(5) 指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）を開設する。

(6) 近傍の久喜、熊谷の暑さ指数が35の場合も、原則上記と同様の対応とする。